

令和8年度
角田市男女共同参画計画（第3次）策定支援業務委託
仕様書

令和8年5月

角田市

1. 名称

角田市男女共同参画計画（第3次）策定支援業務

2. 目的

本業務は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）として、角田市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するにあたり、必要な基礎調査、現状分析、課題整理、計画骨子案、素案、最終案の作成支援、審議会等の運営支援、パブリックコメント支援のほか一切の支援を行うことを目的とする。

本計画は、国の第6次男女行動参画基本計画及び宮城県男女共同参画基本計画（第5次）その他関連法令・関係計画を勘案し、本市の実情に応じた実効性ある計画として策定するものとする。

3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月29日まで

4. 基本的な考え方

本業務において策定支援を行う計画は、次の観点を備えるものとする。

- (1) 法令及び国・県計画との整合性を有すること。
- (2) 本市の地域特性、人口動態、就業構造、生活実態、住民意識等を踏まえたものとする。
- (3) 最近の政策課題であるアンコンシャス・バイアス、女性の経済的自立、男女間賃金格差、若年女性の地域流出、健康課題、デジタル空間における人権侵害、防災・復興、困難な問題を抱える女性への支援等を必要に応じて反映すること。

5. 業務の内容

(1) 計画準備

受託者は、本業務の趣旨や目的を把握した上で、計画策定の方針や策定体制、実施スケジュール等についてわかりやすく示した業務計画書を作成する。

(2) 基礎調査、現状分析及び課題の整理

本市の男女共同参画を取り巻く社会経済状況等の把握及び課題の整理等を行い、次期計画への反映方法等について報告書として取りまとめる。

① 統計的把握による本市の現状・将来動向の分析

国・宮城県・他市町村の社会経済動向や関連法令等の最新の情報の他、本市の関連資料等を基に現状及び将来動向について調査・分析を行う。

② 本市の特性把握・課題等の整理

男女共同参画に関する本市の特性や課題について分析・把握し、計画において必要とされる取組や位置付けるべき施策、ポイント等について整理する。

(3) 市民意向アンケート調査の実施

次期計画の策定にあたり、本市における男女共同参画全般に対する市民等の意向を把握する

ためのアンケート調査を実施する。受託者は、アンケート調査票（以下「調査票」という。）を作成し、整理・集計・分析を行うものとする。

① 市民アンケート調査の実施

(ア)調査対象者

- ・ 18歳以上の市民1,000人（無作為抽出、男女比50:50、回収率は40%を見込む）

(イ)調査方法

- ・ 調査票の設問内容及び設問数については、本市と受託者間で協議の上決定する。なお設問数はおおよそ30~40問程度とする。
- ・ 調査票の配布は原則、郵送によるものとする。回収については郵送とWEB方式を併用することとし、調査票の作成及び回答フォームの構築は受託者が行う。
- ・ 調査対象者の抽出は全て本市が行い、その情報（CSVファイル）を受託者に提供する。
- ・ 受託者は、調査票の印刷・製本、配布用・返信用封筒の作成・印刷、封入、封緘、発送、回収を行う。アンケートに係る費用はすべて受託者が負担する。

(ウ)集計・分析、報告書の作成

- ・ 受託者は、回収した調査票を基に回答内容の入力、集計・分析を行い、調査結果報告書を作成する。
- ・ 集計にあたっては、単純集計の他、性別や年齢層等の各種属性による意識の違いが把握できるよう、クロス集計等の手法を用いることとする。
- ・ 分析にあたっては、前回の意識調査や現行計画との比較・検証等を行った上で、市民の意識や意向、現状や課題等について整理することとし、次期計画策定のための基礎資料となるものと位置付ける。

② 市内中学生を対象としたアンケート調査の実施

(ア)調査対象者

- ・ 角田市内の中学校に通う中学2年生約300人

(イ)調査方法

- ・ 調査票の設問内容及び設問数等については、本市と受託者間で協議の上決定し、WEB回答フォームの構築は受託者が行う。GIGAスクールタブレットを用いて調査を行う。なお設問数はおおよそ20~30問程度とする。
- ・ 調査対象者の抽出は全て本市が行い、調査対象者へは学校を通じ、市から案内を行う。調査対象者は受託者が構築したWEB回答フォームのリンクから回答する。

(ウ)集計・分析、報告書の作成

- ・ 受託者は、回収した調査票を基に回答内容の入力、集計・分析を行い、調査結果報告書及び概要版を作成する。
- ・ 概要版の作成にあたっては、男女共同参画に係る啓発用パンフレット資料として活用することを想定した内容とする。ページ数は8ページ程度とする。
- ・ 概要版の編集にあたっては、中学生にもわかりやすい内容とし、読み手の関心を引きつけるデザインや構成に配慮すること。また、文字の大きさやルビ等に配慮し、見やすく、親しみやすい、ビジュアル的にもデザイン性の高い編集を行うこと。

- ・ 冊子に用いるイラスト等については、著作権に十分注意を払い、著作権のあるものを使用する場合は、権利者に許可を得た上で利用すること。

③ 事業所を対象としたアンケート調査の実施

(ア) 調査対象者

- ・ 市内事業所約 100 施設

(イ) 調査方法

- ・ 調査票の設問内容及び設問数は、本市と受託者間で協議の上決定する。なお設問数はおおよそ 20～30 問程度とする。
- ・ 調査票の配布は原則、郵送によるものとする。回収については郵送とWEB方式を併用することとし、調査票の作成及び回答フォームの構築は受託者が行う。
- ・ 調査対象者の抽出は全て本市が行い、その情報（CSV ファイル）を受託者に提供する。
- ・ 受託者は、調査票の印刷・製本、配布用・返信用封筒の作成・印刷、封入、封緘、発送、回収を行う。アンケートに係る費用はすべて受託者が負担する。

(ウ) 集計・分析、報告書の作成

- ・ 受託者は、回収した調査票を基に回答内容の入力、集計・分析を行い、調査結果報告書を作成する。
- ・ 集計にあたっては、単純集計の他、事業種別等の各種属性による意識の違いが把握できるよう、クロス集計等の手法を用いることとする。

(4) 各種会議の運営支援

計画策定に係る各種会議の会議資料データ作成、会議への出席、運営支援、会議録作成、協議事項に関するアドバイス等の支援、担当事務局との協議・打合せの実施を行うこと。各種会議については次のとおりとし、回数については別途協議するものとする。

① 角田市男女共同参画計画検討委員会

3 回程度 1 回あたり 2 時間程度 平日 18 時～21 時の間で開催

② 角田市男女共同参画計画策定専門部会

3 回程度 1 回あたり 1 時間程度 平日 9 時～17 時の間で開催

【参考】第 2 次のスケジュール

- 1 回目 8 月頃 計画策定の概要、アンケート案の報告など
- 2 回目 11 月頃 アンケート結果の報告、見直し方針、骨子案の提示
- 3 回目 1 月頃 素案の提示

(5) 現行計画の評価・検証及び課題等の整理

現行計画に係る施策及び事業等の実施状況や指標の達成度等について調査し、現行計画の評価・検証をした上で、次期計画において反映すべき課題や位置付けるべき施策等について整理し、報告書を作成する。調査の対象となる施策等の担当各課への調査票の配布等は、本市が行うこととし、調査票の作成及び回収した調査票の取りまとめは受託者が行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

(1)～(5)までの内容を踏まえ、本市の男女共同参画に関する課題等を明確にした上で、効果的に推進していくため、次の内容の作成を行う。

- ① 主要課題の整理
- ② 基本的考え（理念・目標）や計画体系の設定、骨子案の作成
- ③ 施策・事業等の各課原案調査（調査票の作成及び取りまとめを含む）
- ④ 事業効果を適切に評価・検証できる目標指標の設定
- ⑤ 計画書素案の作成

(7) パブリックコメントの実施支援

本市が計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、受託者は、市ホームページに掲載する資料の他、市民等から提出された意見等の整理及び回答案の作成を行う。

(8) 計画書及び計画書概要版のデザイン・編集・校正・修正作業

計画素案を基に市民の意見等を踏まえ、加筆修正し、カラーで原稿を作成する。編集にあたっては、計画内容をわかりやすく市民に周知することを目的に、文字の大きさやルビ等に配慮し、見やすく、親しみやすい、ビジュアル的にもデザイン性の高い編集を行うこと。

6. 成果品

次の成果品を提出すること。Word、Excel などの編集可能データ及び PDF 版を DVD-ROM に格納し提出すること。(9)については紙媒体カラー製本を 50 部納品すること。

なお本業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は、本市に帰属する。

- (1) 業務計画書
- (2) 基礎調査報告書
- (3) 各種アンケート調査報告書及び調査データ
- (4) 各種会議・打ち合わせの会議録等（会議・打ち合わせ後 1 週間をめぐりに提出）
- (5) 角田市（第 2 次）男女共同参画基本計画の評価・検証報告書
- (6) パブリックコメント意見回答一覧
- (7) 角田市（第 3 次）男女共同参画基本計画（骨子案、素案、最終案）
- (8) 角田市（第 3 次）男女共同参画基本計画概要版（A4 判 8 ページ程度・カラー）
- (9) 角田市（第 3 次）男女共同参画基本計画（A4 判 80 ページ程度・カラー）

7. 実施体制

- (1) 受注者は、本業務と同様又は同等の計画策定業務に従事した経験を有する者を中核に、適切な数の適格な人材によって本業務を円滑かつ的確に実施できる体制を構築しなければならない。
- (2) 受注者は業務の統括管理を行わせる業務責任者を定め、発注者に報告する。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- (3) 受注者又は業務責任者は、本業務の着手時及び完了時その他適時に、発注者と本業務を円滑に実施するための打合せを行うものとする。その際の議事録は、受注者側で作成するものとする。

8. 再委託

受託者は、本業務の全部を第 3 者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関し

て一切の責任を負う。

9. 秘密の保持等

業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を遵守することはもとより、公共事業という認識と責務を果たすこと。

10. 個人情報の保護

本業務の履行に当たっては、個人情報等の取扱いについて十分に留意すること。本業務上知り得た個人情報及び本市が提供した業務上の情報等その他の秘密を本市の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩等してはならない。また、本業務に係る契約が終了又は解除された後においても同様とする。

11. 検査及び支払い

本業務は、完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備又は是正すべき事項が見つかった場合は、受注者は、責任を持ってこれを訂正するものとする。

委託料の支払いは完了検査の合格後、請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

12. その他

- (1) 本仕様書に記載する業務のほか、業務を効果的・効率的に履行するための仕様の変更や追加の提案等については、本市と受託者間で協議の上定めるものとする。
- (2) 受託者は、関係法令等を遵守し、誠実に業務を実施すること。
- (3) 本市は、本業務に必要な資料で、本市が所有しているものについては、受託者に貸与する。
- (4) 納品した成果物について、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良が判明した場合には、受託者は、速やかに本市が必要と認める修正等その他必要な措置をとるものとし、受託者の費用及び責任においてこれを解決するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関し故意又は過失により本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する責を負うものとし、本市は契約を解除できるものとする。
- (6) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本市と受託者間で協議の上定めるものとする。

以上

以下余白